平成２７年（フ）第１９２号
三重県桑名市大字下深谷部4684番地　市営住宅Ｄ－１
債務者　大和　廣美
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第１９６号
三重県四日市市松寺１丁目５番39号　マリオ豊田Ｂ－205
債務者　梅田　卓志
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第２０１号
三重県員弁郡東員町大字六把野新田205番地ウィステリア・レイ２番館305号、前住所三重県員弁郡東員町大字山田2551番地１　サープラス山田Ｂ－102
債務者　野副　佐知
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２７年（フ）第４４５号
京都府宇治市伊勢田町毛語33番地の１
債務者　山東　壮吏
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第５６７号
京都市山科区日ノ岡ホッパラ町54番地の42
債務者　芦田　初子
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６９２号
京都市伏見区久我西出町14番地169
債務者　村上秋枝こと　ＹＡＭＡＧＵＣＨＩ　ＲＯＳＥＡＮＮ　ＳＡＢＡ
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７００号
京都府八幡市美濃山幸水34番地18
債務者　古島　義之
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７４３号
京都市山科区勧修寺西金ケ崎252番地　ミニヨンハウス勧修205号
債務者　十念　一光
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７４４号
京都市山科区勧修寺西金ケ崎252番地　ミニヨンハウス勧修205号
債務者　十念　忍
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第７６２号
京都市右京区太秦乾町10番地１　デ・リード太秦駅前Ｔｈｅ　Ｎｅｘｔ　209号
債務者　櫻井　真弓
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第４５７号
兵庫県西宮市高須町１丁目４番１－211号、前住所兵庫県西宮市甲子園砂田町２番７－102号
債務者　木下　健太
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第４６６号
兵庫県西宮市段上町３丁目６番26―303号
債務者　中澤　弘
1　決定年月日時　平成27年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２４０号
奈良県桜井市大字桜井613番地の63
債務者　住友　寛幸
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第２４５号
愛知県岡崎市若松町字南之切55番地（メゾフォルテ　103）
債務者　岩下　誠治
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第９６号
鳥取県米子市米原１丁目９番39号、前住所島根県出雲市矢尾町696番地
債務者　古山　和美
1　決定年月日時　平成27年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第１号
愛媛県東温市則之内甲179番地
債務者　佐伯　秀志
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
松山地方裁判所民事部